

○港区教育史編さん委員会設置要綱

平成29年1月10日

28港教庶第970号

(設置)

第1条 港区教育史の編さんを円滑に推進するため、港区教育史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 港区教育史の編さん方針に関すること。
- (2) 港区教育史の編集計画に関すること
- (3) 港区教育史の構成及び内容に関すること。
- (4) 港区教育史編さんの推進に関すること。
- (5) その他港区教育史編さんに関し、教育長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で教育長が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 区関係団体から推薦を受けた者 3人以内
- (3) 区職員 2人以内
- (4) 校園長 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から教育史編さんが終了する日の属する年度の末日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから委員の互選により選出し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

付 則

この要綱は、平成29年1月10日から施行する。